

## 宇多津町生活安全条例の全部を改正する条例

宇多津町生活安全条例（平成13年宇多津町条例第10号）の全部を次のように改正する。

### （目的）

第1条 この条例は、生活安全に関し、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町民の安全意識の高揚と自主的な安全活動を推進するほか、道路公園その他の公共的施設及び共同住宅について犯罪防止に配慮した環境設計活動を推進するとともに、歩行者及び自転車を含めた移動の安全と円滑を図るための交通環境の整備を行い、もって犯罪及び事故のない町民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現すること（以下「安全・安心まちづくり」という。）を目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）町民 町内に住居を有する者及び滞在する者並びに町内に存する土地又は建物の所有者及び管理者をいう。
- （2）事業者 町内において商業、工業その他の事業を営む者をいう。
- （3）公共的施設 道路、公園、駐車場、駐輪場及び公衆便所をいう。
- （4）共同住宅 1棟内に2戸以上の住宅があつて、広間、廊下若しくは階段等の全部又は一部を共用するものをいう。
- （5）公共的施設等 公共的施設及び共同住宅をいう。
- （6）防犯基準等 第8条に規定する公共的施設に係る防犯基準及び第9条に規定する共同住宅に係る防犯上の留意事項をいう。
- （7）施設設置者等 公共的施設等を設置し、又は管理する者をいう。
- （8）環境設計活動 公共的施設等の構造、設備、配置及びその周辺の環境を防犯基準等に適合させるため、当該公共的施設等の整備、改善その他必要な措置を講じる活動をいう。

(9) 地域安全活動 安全で住みよい地域社会を実現するため、犯罪及び交通

事故その他の事故を未然に防止する活動をいう。

(基本理念)

第3条 町、町民及び事業者は、暮らしの安全に関するそれぞれの役割を果たしつつ相互に協力することにより、すべての人が安全で安心して暮らすことができるよう努めなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項に関し必要な施策を講ずるものとする。

(1) 生活安全意識を高揚させるための広報啓発活動

(2) 地域安全情報(町民に身近な犯罪及び交通事故その他の事故の発生状況、犯罪類型別の防犯の方法等地域住民の安全にとって必要な情報をいう。以下同じ。)の提供

(3) 犯罪、事故等を防止するための安全環境の整備

(4) 高齢者及び障害者の生活安全対策

(5) 青少年の健全育成を阻害する恐れのある有害環境の排除

(6) その他この条例の目的を達成するために必要な事項

2 町は、前項に規定する施策を策定し、実施するに当たっては、町民及び事業者の意見を十分に反映させ、常に国、県、警察署その他関係機関及び関係団体(以下「関係機関等」という。)と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、常に安全・安心まちづくりに関する意識を高め、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、町が実施する生活安全に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、地域及びその事業活動に関し、安全活動の推進に必要な措置を講ずるとともに、町が実施する生活安全に関する施策に協力するものとする。

2 事業者は、その従業員が安全・安心まちづくりに資するよう努めるもの

とする。

(生活安全推進協議会の設置)

第7条 町に宇多津町生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、犯罪や事故等の発生状況を把握するとともに、生活安全の施策に関する事項を協議し、町長に意見を述べることができる。

(公共的施設に係る防犯基準)

第8条 公共的施設における犯罪を防止し、町民が安全で安心して利用できるものとするための公共的施設の構造、設備及び配置等に関する防犯基準(以下「公共的施設に係る防犯基準」という。)は、規則で定める。

(共同住宅に係る防犯上の留意事項)

第9条 共同住宅における犯罪を防止するための構造、設備及び配置等に関する防犯上の留意事項(以下「共同住宅に係る防犯上の留意事項」という。)は、規則で定める。

(防犯基準等への適合)

第10条 町は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、環境設計活動の実施に努めるほか、町民及び事業者に対する環境設計活動の普及及び促進を図るために必要な啓発その他の施策を推進するものとする。

2 施設管理者等は、公共施設等を防犯基準等に適合するよう努めるものとする。

(地域安全活動推進委員)

第11条 町長は、住民の自主的な地域安全活動を推進するため、必要に応じ地域安全活動推進委員を置くことができる。

(助言)

第12条 町長は、この条例の目的を達成するために活動する者及び団体に対し、必要な助言を行うことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。